

○ 財務省告示第三百二十四号
平成二十一年大蔵省
件等を次第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示第三百二十四号
平成二十五年九月九日より告示する。
國庫短期財務証券（第三百九十三回）

二 一 条 二 令
の法律発行の名称及び記
條項及び根拠
の法律発行の名称及び記

四 三 二 一 条 二 令
發行方法 用振替法の適 之
の法律発行の名称及び記
條項及び根拠
の法律発行の名称及び記

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けるも日本銀行の
も加、と行の者財同一の發行格付に付けるも日本銀行の
にご務時といよと大にいるに臣行う。發応がわく行募各れ及
へ限國るび価一札わする。の以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 五 四 万 五	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 六 兆	面 六 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 七 九 千 二	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
千 百 五 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み	争 市
六 二 百 四	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
百 十 円 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
円 四 六	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
億 十	九 二	割 内 参 募 応	行 參
八 億	百 千	り に 加 額 募	一 加
千 八	二 十	当 お 者 を 價	と 者
九 千	六 百	て い ご 順 格	い 。
百 七	七	る て と 次 の	う 第
六 百	億 円	。 各 の 割 高	。 I
十 一		申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 一	十 九	九
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 振
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札 格	格 替
日 加	加 支	払 額		競 限	競 I	第 參	市 發 競	單
				發 競	I	加 場	行 爭	位
平 成 二 十 五 年 九 月 九 日 受 け た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受け た	日 額 本 面 銀 行 額 百 支 き 円 に う 、 期 つ 。 そ が 二 月 の 銀 百 翌 円 營 業 業 日 に に	償 當 還 た だ し と 、 償 還 年 十 、 期 十 、 月 月 九 休 業 業 日 に に	た 成 二 、 七 百 五 毛 五 毛 以 上 九 の 九 そ れ 九 ぞ れ 九	平 成 七 面 七 額 七 厘 百 五 毛 五 毛 以 九 九 十 れ 九 ぞ れ 九	額 額 面 面 額 額 面 百 格 元 百 格 毛 五 毛 以 上 九 九 十 れ 九 ぞ れ 九	額 額 面 面 額 額 面 百 格 元 百 格 毛 五 毛 以 九 九 十 れ 九 ぞ れ 九	額 額 面 面 額 額 面 百 格 元 百 格 毛 五 毛 以 九 九 十 れ 九 ぞ れ 九

十額の十額 平す額の振
七面応七面 成るの記替
錢金募錢金 二。整載法
七額価七額 十数又の
厘百格厘百 五倍は規
六円五円 五年の記定
毛に毛に 九金録に
つ以つ月 九額はよ
き上九月 に、る
九の九日 よ最振
十そ十日 る低替
九れ九円 も額口
九ぞ九円 の面座
九れ九金 と金簿